

国頭村営住宅入居者募集要項  
(楚洲団地)

場 所	戸 数	規 格
国頭村字楚洲493-4番地	3	3LDK

家 賃 前年度の所得に応じて算出する。

入 居 資 格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかな者（村営住宅からの転居は認めない。）
  - (2) 県内に住所を有する者（ただし、村長が住宅困窮であると認めた場合は、この限りでない）。
  - (3) 夫婦（婚約者及び内縁関係を含む。）又は、親子を主体とした家族であること。
  - (4) 村税、国保税、手数料使用料等を滞納していない者。
  - (5) 入居しようとする方全員が暴力団員でないこと。
  - (6) 所得基準を満たしている者 / 所得基準で示している裁量世帯の者。
  - (7) 単身世帯は次に該当するもの（該当の詳細は担当まで要確認）。
    - ・60歳以上・身体障害者1～4級・戦傷病者・認定被爆者・生活保護者
    - ・海外からの引揚者・被災市街地復興特別借地法第21条に規定する被災者等
- ※ ご不明な点や確認したい事がある方は住民課担当職員までご連絡ください。

所 得 基 準

一般世帯：※1月額所得が158,000円以下であること。

裁量世帯：※1月額所得が214,000円以下であること。

- ・入居者が60歳以上で、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者
- ・小学校就学前の同居者が居る者
- ・1～4級の身体障害者手帳を持っている者
- ・1～2級の精神障害者手帳を持っている者、またはそれに相当する程度と認められる知的障害がある者
- ・その他（戦傷病者、認定被爆者、海外からの引揚者など）

※1月額所得

((入居者全員の過去1年間の総所得) - (※2所得控除額の合計)) ÷ 12か月

※2所得控除額の合計

380,000円×世帯主以外の入居者数

**選考方法**

選考委員会において、入居者が現に住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いが高い者から入居を決定する。

**申込方法** 別添の「資格審査の書類」一式を添えて、一世帯一通を申し込むこと。

**受付期間** 随時

**入居予定日** 随時

**受付場所** 国頭村役場 住民課

**連絡先** 〒905-1495 国頭村字辺土名 121 番地  
TEL : 0980-41-2142 / FAX : 0980-41-2914  
担当 : 金城